

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について（平成30年度決算分）

平成26年4月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度決算における使途については、次のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 102,133千円

（歳出） 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 798,820千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源	一般財源		
			社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	社会福祉総務事業	3,284	0	409	2,875
	心身障害者等福祉事業	224,995	183,596	28,699	12,700
	老人福祉事業	6,469	1,196	817	4,456
	地域福祉センター事業	6,265	0	817	5,448
	福祉医療事業	56,208	22,256	7,149	26,803
	児童手当事業	149,080	125,826	19,099	4,155
	保育所事業	12	12	0	0
	災害救助事業	50	0	0	50
	小計	446,363	332,886	56,990	56,487
社会保険	国民健康保険事業	96,377	69,561	12,358	14,458
	後期高齢者医療事業	48,511	36,384	6,230	5,897
	介護保険事業	207,489	2,022	26,555	178,912
	小計	352,377	107,967	45,143	199,267
保健衛生	母子衛生事業	80	80	0	0
	小計	80	80	0	0
合計	798,820	440,933	102,133	255,754	

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、平成30年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。